

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中間市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

中間市長

公表日

令和6年10月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>1 介護保険法及び中間市介護保険条例に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課・徴収、要介護(要支援)認定等及び保険給付等に関する業務を行う。</p> <p>2 特定個人情報ファイルを使用して実施する事務は、以下のとおりとする。</p> <p>(1)被保険者の資格管理 ・被保険者の台帳を整備し、転入・年齢到達等による資格の取得、及び転出・死亡等による資格喪失等を管理するとともに、被保険者に対して被保険者証等を交付する事務。</p> <p>(2)要介護(要支援)認定等 ・被保険者等の要介護認定申請等に基づき調査等を実施し、要介護(要支援)状態を認定する事務。</p> <p>(3)介護(予防)給付等 ・介護サービス等の受給者に対して保険給付を行う事務。</p> <p>(4)介護保険料の賦課 ・被保険者の所得、市民税の課税状況等に基づき、介護保険料を賦課し、保険料の滞納処分等を行う事務。</p> <p>(5)保険者事務共同処理業務 ・高額医療合算介護(予防)サービス費の事務に事務に個人番号を利用し、当市の介護保険と国民健康保険又は後期高齢者医療制度の給付情報に関する名寄せを行う。 ※当市では、「(5)保険者事務共同処理業務」について、福岡県国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託をして事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。</p> <p>(6)公金受取口座確認 ・居宅介護サービス等その他公的給付に対する公金受取口座情報に関する事務。</p>
③システムの名称	介護保険システム、収納支援システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、伝送通信ソフト、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム (標準準拠対応)介護保険システム、(標準準拠対応)収納支援システム、(標準準拠対応)団体内統合宛名システム、中間サーバー、伝送通信ソフト、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険に関する事務	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表における100の項</p> <p>(2)番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第50条</p> <p>(3)中間市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例</p> <p>(4)公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p><選択肢></p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>番号法第19条第1項第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁、総務省令第9号。以下、「命令」という。)第2条の表における2.3.7.11.15.42.56.65.69.80.83.86.87.108.115.125.128.131.132.144.161の項及び第4条、第5条、第9条、第13条、第17条、第44条、第58条、第67条、第71条、第82条、第85条、第88条、第89条、第110条、第117条、第127条、第130条、第133条、第134条、第146条、第163条</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>命令第2条の表における131.132の項及び第133条、第134条</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	中間市保健福祉部介護保険課
②所属長の役職名	介護保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒809-8501 中間市中間一丁目1番1号 中間市総務部総務課 電話 093-244-1111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒809-8501 中間市中間一丁目1番1号 中間市保健福祉部介護保険課 電話 093-246-6243(直通)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録には本人からのマイナンバー取得の徹底を、住基ネット照会を行う際には4情報または住所を含む3情報による照会を行うこととしている。 また、必ず複数人の職員で確認を行うとともに、上長の最終確認を経ることとしている。 このほか、マイナンバー入りの申請書類などをデータ化する際には当該箇所を黒塗りで消す、特定個人情報を受け渡す際は事前にパスワードによる保護を行う、マイナンバー入りの書類を郵送する際には複数人で名寄せ作業を行い、他者の特定個人情報を含まないかダブルチェックを行うといった対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考える。		
9. 監査			
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査	[<input type="radio"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 	
当該対策は十分か【再掲】	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている 	
判断の根拠	<p>中間市側のシステムにおいて、情報提供ネットワークシステムで情報提供を行うことができる端末、その権限を持つ職員、その参照範囲が最小限となるようアクセス制限を設定している。アクセス権限の所有者には、離席時にはログアウトの徹底を図るよう呼びかけを行っており、上長による監査を行っている。なお、副本登録は自動連携により行うこととしており、アクセス制限を設定している。また、マイナンバー登録事務は、「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項を遵守している。</p> <p>以上のことから、不正な提供が行われるリスクへの対策は「十分である」と考える。</p>	

